

「電子メール」による届出等について

令和6年10月1日（火）から当消防本部では、これまで直接窓口での提出をお願いしていた消防関係申請書類等について、一部電子メールによる届出や申請等ができるようになります。

届出等ができる書類は下表のとおりです。

No	届出等名称	送信先	No	届出等名称	送信先
申込関係書類			火災予防条例関係		
1	避難訓練実施(予定・結果)報告書	管轄署所	1	防火対象物使用開始届出書	管轄署所
2	消防訓練等指導依頼書	管轄署所	2	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー等設置届出書	管轄署所
3	救急法講習会申込書	管轄署所	3	急速充電・燃料電池・発電・変電・蓄電池設備等設置届出書	管轄署所
4	消防署(所)見学申込書	管轄署所	4	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書	管轄署所
5	職場体験受講申込書	管轄署所	5	煙火打上げ・仕掛け届出書	管轄署所
6	消防関係資機材借用申請書	管轄署所	6	催物開催届出書	管轄署所
防火管理関係			7	水道断・減水届出書	管轄署所
1	防火・防災管理者選任(解任)届出書	管轄署所	8	道路工事届出書	管轄署所
2	消防計画作成(変更)届出書 (防火・防災管理)	管轄署所	9	少量危険物貯蔵・指定可燃物貯蔵取扱い届出書	管轄署所
3	統括防火・防災管理者選任(解任)届出書	管轄署所	10	少量危険物貯蔵・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書	管轄署所
4	全体についての消防計画作成(変更)届出書	管轄署所	11	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書	管轄署所
5	自衛消防組織設置(変更)届出書	管轄署所	12	露店等の開設届出書	管轄署所
6	防火管理講習修了証「再交付」申請書	予防課	13	火災予防条例上必要な業務に関する計画書	管轄署所
7	防火対象物・防火管理点検報告特例認定申請書	管轄署所			

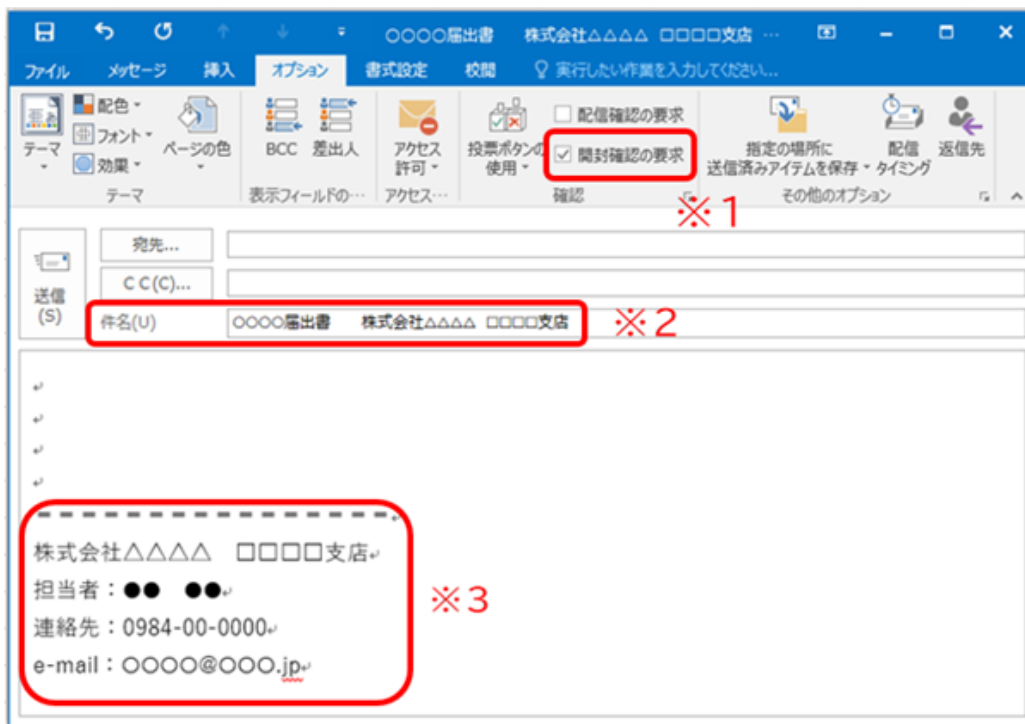
※「電子メール」による届出等を行う際は、打合せ等が必要な場合がありますので、必ず管轄消防署（分遣所）へ事前に電話連絡をお願いします。

〈提出先消防署・分遣所〉

送信元		電話番号	メールアドレス
消防本部	予防課	0984-23-5537	nisimoro.syoubou@crux.ocn.ne.jp
管轄署所	中央消防署	0984-23-2013	cyuuou.syoubou@peace.ocn.ne.jp
	えびの消防署	0984-33-6119	ebino.syoubou@leaf.ocn.ne.jp
	高原分遣所	0984-42-1373	takaharu.syoubou@leaf.ocn.ne.jp
	野尻分遣所	0984-44-1222	nishimoro-nojiri@rondo.ocn.ne.jp
	須木分遣所	0984-48-2075	suki.syoubou@leaf.ocn.ne.jp

〈利用時の注意事項〉

- 1 電子メールに添付する届出等の様式は西諸広域行政事務組合HPからダウンロードしたものを使用して下さい。
- 2 セキュリティソフトが導入されたPC等を使用しメール送信して下さい。
- 3 トラブル防止のためメールに**開封確認の要求※1**の設定をして下さい。
- 4 電子メールの件名に**「届出書類等の名称」と「施設等の名称」※2**を記載して下さい。
また、本文には**「担当者氏名」と「連絡先」※3**を必ず記載して下さい。



- 5 届出書類等に不備（記入漏れ、添付書類不足等）があると受付が出来ない場合がありますので、メール送信前に再確認をお願いします。
- 6 届出書類のファイル形式は、「Word」、「Excel」、「PDF」のいずれかをお願いします。
- 7 図面等膨大なデータ量となるものについては、受信できない場合や担当部署で印刷できない場合がありますので、添付される図面等のサイズは、「A4」か「A3」のいずれかをお願いします。
- 8 セキュリティフィルタにより、メールが届かない可能性があるため**メール送信後は必ず電話連絡にて確認**をお願いします。
※災害出動等で電話に出られない場合があります。その際は時間を置いて再度連絡をお願いします。
- 9 電子メール受付の場合では、副本返却は原則希望者のみに行いますので、メール本文等に**副本返却の要否**の記載をお願いします。なお、副本返却については受付印等を押印した副本表紙（PDFデータ）のみの返信となります。
- 10 申請に係る認定書等の交付については、管轄署所等での窓口交付となります。